

性犯罪に係る裁判例調査

性犯罪に係る裁判例調査

第1 調査対象等

1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審判決が言い渡された事件のうち、以下の事件について、各地方検察庁から判決書の送付を受け、調査を実施した。

(1) 無罪判決が言い渡された事件（注1）

公判請求時に、刑法177条（強制性交等罪）、178条2項（準強制性交等罪）、179条2項（監護者性交等罪）又は181条2項（強制性交等罪、準強制性交等罪又は監護者性交等罪に係るものに限る。）を適用した事件（注2）

(2) 有罪判決が言い渡された事件

ア 公判請求時に、刑法177条（強制性交等罪）若しくは181条2項（強制性交等罪に係るものに限る。）又は児童福祉法60条1項を適用した事件（注3）のうち、被告人が、被害者の年長の親族、教師、指導者、雇用主、上司であるなど、被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件（注4）

イ 公判請求時に、刑法177条（強制性交等罪）又は181条2項（強制性交等罪に係るものに限る。）を適用した事件のうち、

(ア) 被害者が身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）を有する事件（注5）

(イ) 二人以上の者が現場において共同してこれらの罪を犯した事件（注6）

ウ 公判請求時に、刑法178条2項（準強制性交等罪）又は181条2項（準強制性交等罪に係るものに限る）を適用した事件

エ 公判請求時に、刑法179条2項（監護者性交等罪）又は181条2項（監護者性交等罪に係るものに限る）を適用した事件

収集・分析した判決書の件数は、計180件であり、罪名ごとの件数は、以下のとおりであった（注7）。

- 強制性交等罪 49件（有罪判決45件・無罪判決4件）
- 準強制性交等罪 62件（有罪判決60件・無罪判決2件）
- 監護者性交等罪 46件（有罪判決44件・無罪判決2件）
- 児童福祉法違反 23件（有罪判決23件）

2 なお、調査対象期間外の判決ではあるが、社会の耳目を集めた事件で、暴行・脅迫の有無や被害者の同意について参考となり得る判断が示されたものや、別途実施した「平成29年刑法改正後の規定の施行状況についての調査」により把握した事件で、「現に監護する者」に該当するか否かについて参考となり得るものがあつたことから、これらについても判決書を取り寄せ、調査を実施した。

（注1）当該罪名を認定せず、より軽い罪の成立を認めたものを含む。以下同じ。

（注2）強制性交等罪・準強制性交等罪については、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正前（以下「改正前」という。）の強姦罪・準強姦罪に係るものを含む。強制性交等罪、準強制性交等罪、強姦罪及び準強姦罪のいずれも未遂を含む。以下同じ。

（注3）児童福祉法は、何人も「児童に淫行をさせる行為」をしてはならないとし（同法34

条1項6号), この規定に違反した者は, 10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し, 又はこれを併科すると規定している(同法60条1項)ところ, 本調査の対象は, 行為者が児童と性交等(性交, 肛門性交又は口腔性交をいう。以下同じ。)をした事案に限り, 監護者性交等罪等と科刑上一罪として公判請求されたものを除く。以下, 児童福祉法違反と記載するものについて同じ。

(注4) 判決書(罪となるべき事実が記載された部分に限らず, 犯行に至る経緯や量刑事情に係る事実が記載された部分を含む。以下同じ。)において, 被害者と被告人の関係性に関する記載がなされているものに限る。以下同じ。

(注5) 判決書において, 被害者の障害に関する記載がなされているものに限る。以下同じ。

(注6) 改正前の集団強姦罪及び各罪の未遂・致死傷を含む。いずれも以下同じ。

(注7) 件数は, 原則として判決書ごとに計上し, ただし, 罪名が異なる複数の訴因について一つの判決書で判決が言い渡された場合には, それぞれの罪名ごとに計上した。そのため, 例えば, 同一被告人に対し, 複数の強制性交等の訴因について一つの判決が言い渡された場合, これを1件として計上し, 強制性交等の事実と準強制性交等の事実の二つの訴因について一つの有罪判決が言い渡された場合には, 強制性交等罪の有罪判決1件, 準強制性交等罪の有罪判決1件として計上した。したがって, 判決書の総数と罪名ごとの件数の合計とは一致しない。以下同じ。

第2 調査結果

1 無罪事件

(1) 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審で無罪判決が言い渡された事件として判決書の送付を受けたものは,

- 強制性交等罪 4件
- 準強制性交等罪 2件
- 監護者性交等罪 2件

であった(注8)(注9)。

(注8) 強制性交等罪・準強制性交等罪には, 改正前の強姦罪・準強姦罪を含み, 各罪の未遂及び致死傷を含む。監護者性交等罪については, 未遂及び致死傷を含む。いずれも以下同じ。

(注9) 本調査の対象期間である平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に対応する統計は不見当であるが, 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に, 第一審において, 処断罪名が強制性交等罪, 準強制性交等罪, 監護者性交等罪又は改正前の集団強姦罪若しくは集団準強姦罪であるものについて有罪判決が言い渡された実人員数(同一被告人について複数の起訴があっても, 弁論終結時において弁論が併合されている限り1件として計上したもの)は, 330件であった(最高裁判所事務総局から提供を受けた資料による)。

(2) 強制性交等罪

強制性交等罪について無罪判決が言い渡された事件は, 4件であった。

ア 刑法177条前段の罪(13歳以上の者に対し, 暴行又は脅迫を用いて性交等をした罪)で公判請求された事件

刑法177条前段の罪で公判請求され, 無罪判決が言い渡されたものは, 3件であり, 無罪とされた理由は, 以下のとおりであった。

〔事例1〕暴行の事実が認められないとされたもの(一審確定)

- 公訴事実の要旨

被告人方において、A（当時21歳）に対し、その頭髪をつかんで引っ張り、仰向けになったAの前頸部を片手で上から押さえ付けるなどの暴行を加え、Aと性交した。

○ 裁判所の判断

被害者の供述のうち暴行に関する部分について、不自然である、他の証拠との整合性に疑問があるなどとして信用性を認めず、被害者が供述する暴行があったとは認められないと判断した。

〔事例2〕被告人が、自己の行為が被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行であることを認識していたと認められないとされたもの（一審確定）

○ 公訴事実の要旨

深夜、通行中のA（当時25歳）に声を掛け、背中に手を回すなどして店舗敷地内に連行し、Aの体を抱きかかえて持ち上げ、ウッドデッキに座った自己の体の上にAを仰向けに横たわせ、わいせつな行為をするなどの暴行を加え、口腔性交し、加療約2週間を要する口唇挫創等の傷害を負わせた。

○ 裁判所の判断

被害者の供述が一部を除いて信用できるとした上で、被害者供述から認められる事実を前提としても、被告人が、自己の行為が被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行であることを認識していたとは認められないとした。

〔事例3〕性交等が未遂に終わった事案で、被告人に性交に及ぶ意図があったとは認められないとされ、強制わいせつ罪の限度で有罪とされたもの（一審確定）

○ 公訴事実の要旨（無罪となった事実のみ）

被告人方において、姪であるA（当時15歳）に対し、背後から抱きついてその肩付近を腕で押さえ付け、その両足を両足で押し広げ、わいせつな行為をするなどの暴行を加え、性交しようとしたが、その目的を遂げなかった。

○ 裁判所の判断

被害者の供述が信用できるとした上で、被害者の供述から認められる事実を前提としても、被告人に性交に及ぶ意図があったとは認められないとした。

なお、これらのほかに、暴行の事実が認められず、強制性交等罪の成立は認められなかったものの、被害者の抗拒不能に乗じて性交したとして準強制性交等罪の成立が認められて有罪となったものが1件あった（後記3(2)飲酒による酩酊の事例）。

イ 刑法177条後段の罪（13歳未満の者に対する性交等の罪）で公判請求された事件

刑法177条後段の罪で公判請求され、無罪判決が言い渡されたものは、1

件であり、無罪とされた理由は、以下のとおりであった。

〔事例４〕性交の事実が認められないとされたもの（控訴審係属中）

○ 公訴事実の要旨

実子であるA（当時12歳）が13歳未満であることを知りながら、被告人方において、Aと性交し、13歳未満の女子を姦淫した。

○ 裁判所の判断

被害者の供述は、客観的な状況に照らして不合理であるとしてその信用性を認めず、性交の事実が認められないとした。

(3) 準強制性交等罪

準強制性交等罪について無罪判決が言い渡された事件は、2件であり、無罪とされた理由等は、以下のとおりであった。

〔事例１〕被害者が抗拒不能状態にあったと認められなかったもの（上告審係属中）

○ 公訴事実の要旨

同居の実子であるA（当時19歳）が、かねてから被告人による暴力や性的虐待等により被告人に抵抗できない精神状態で生活しており、抗拒不能の状態に陥っていることに乗じ、(1)事務所会議室で性交し、(2)ホテル客室内で性交した。

○ 裁判所の判断

第一審は、被害者の供述の信用性を認めたが、被害者の供述から認められる事実を前提としても、抗拒不能状態にあったとは認められないとした。

これに対し、控訴審は、被害者が抗拒不能状態にあったことを認めるとともに、被告人が、被害者が抗拒不能状態にあったことを認識していたものと認め、一審判決を破棄して有罪判決を言い渡した。

〔事例２〕被告人が、被害者が抗拒不能状態にあることを認識していたと認められなかったもの（上告審係属中）

○ 公訴事実の要旨

飲食店店内において、A（当時22歳）が飲酒酩酊のため抗拒不能であるのに乗じ、姦淫した。

○ 裁判所の判断

第一審は、被害者の供述の信用性を認めたが、被害者供述から認められる事実を前提としても、被告人が、被害者が抗拒不能状態にあったことを認識していたとは認められないとした。

これに対し、控訴審は、被告人は被害者が抗拒不能状態にあったことを認識していたものと認め、一審判決を破棄して有罪判決を言い渡した。

(4) 監護者性交等罪

監護者性交等罪について無罪判決が言い渡された事件は、2件であり、無罪とされた理由等は、以下のとおりであった。

〔事例1〕性交の事実が認められないとされたもの（一審確定）

○ 公訴事実の要旨

養子であるA（当時13歳）と同居して寝食の世話をし、指導・監督をするなどしてAを現に監護する者である被告人が、Aが18歳未満の者であることを知りながら、駐車中の自動車内において、Aと性交した。

○ 裁判所の判断

被害者の通学先の学校の教諭に対する供述について、客観的証拠から推認される被告人と被害者の行動経過と整合しないこと、同教諭の質問の仕方等に影響を受けて事実と異なる供述をした疑いがあることから、その信用性を認めず、性交の事実が認められないとした。

〔事例2〕性交の事実が認められないとされたもの（一審確定）

○ 公訴事実の要旨

養子であるA（当時16歳）と同居して寝食の世話をし、その指導・監督をするなどしてAを現に監護する者である被告人が、Aが18歳未満の者であることを知りながら、被告人方において、Aと性交した。

○ 裁判所の判断

本件性交に関する被害者の証言は、被告人との間のLINEのやりとりとの整合性や内容の自然性に問題があり、誘導によってなされた虚偽の供述である疑いを払拭できず、信用性を認めることができないとして、性交の事実が認められないとした。

2 有罪事件

(1) 被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件

ア 概観

前記第1. 1(2)に記載した事件のうち、被告人が、被害者の年長の親族、教師、指導者、雇用主、上司であるなど、被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは、112件であり、罪名ごとの件数は、以下のとおりである。なお、前記1に記載した無罪事件のうち、被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは、5件（1(2)の〔事例3〕及び〔事例4〕、1(3)の〔事例1〕、1(4)の〔事例1〕及び〔事例2〕）であった。

○ 強制性交等罪 37件

○ 準強制性交等罪 8件

○ 監護者性交等罪 44件

○ 児童福祉法違反 23件

また、被害者と被告人の具体的な関係（被害者から見た被告人の立場。以下同じ。）は、以下のとおりであった（注10）。

○ 実父母・養父 58件

○ 母親の夫・内縁の夫・交際相手 19件

○ 教師・指導者 15件

○ 雇用主・勤務先の上司 10件

- おじ 8 件
- その他 11 件

(注10) 被害者と被告人の関係については、被害者が複数の場合は被害者ごとに、被告人が複数の場合は被告人ごとに、それぞれ計上した。以下同じ。

イ 強制性交等罪（刑法177条前段が適用されたもの）

強制性交等罪（刑法177条前段に係るものに限る。）について有罪判決が言い渡された事件のうち、被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは、14件であった。

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった（注11）。

- 10代（13歳から19歳まで） 8 件
- 20代 5 件
- 30代 1 件

(注11) 被害者が複数年にわたって被害に遭っている場合は、最も若年の被害時の年齢で計上した。以下同じ。

(イ) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 雇用主・勤務先の上司 4 件
- 実父・養父 3 件
- おじ 3 件
- 母親の内縁の夫・交際相手 2 件
- 業務上の利害関係者 1 件
- 居住している寮の寮長 1 件

ウ 強制性交等罪（刑法177条後段が適用されたもの）

強制性交等罪（刑法177条後段に係るものに限る。）について有罪判決が言い渡された事件のうち、被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは、23件であった。

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった（注12）。

- 4歳 1 件
- 5歳 1 件
- 6歳 2 件
- 8歳 1 件
- 9歳 1 件
- 10歳 3 件
- 11歳 9 件
- 12歳 9 件

(注12) 一人の被告人につき、複数の被害者に対する事件について判決が言い渡された場合には、被害者ごとに年齢を計算しているため、年齢分布の件数の合計と罪名ご

との件数は一致しない場合がある。以下同じ。

(イ) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 実父・養父 12件
- 教師・指導者 7件（注13）
- おじ 3件
- 母親の内縁の夫 1件
- 異父兄 1件
- その他 3件（注14）

（注13）「教師・指導者」は、小学校講師，幼稚園教諭，スポーツのコーチであった。

（注14）「その他」は，学童保育支援員，親族（判決書では，被告人から見た被害者の立場が「親戚の娘」とされているが，詳細は不明）であった。

エ 準強制性交等罪

準強制性交等罪について有罪判決が言い渡された事件のうち，被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは，8件であった（なお，準強制性交等罪については，前記第1. 1(2)ウのとおり，公判請求時に同罪を適用した事件全件を調査対象とする形でその適用状況を調査しているところ，その結果については，後記3に記載しており，この中に前記8件も含まれている。）。

(ア) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は，以下のとおりであった。

- 10代（13歳から19歳まで） 5件
- 20代 3件

(イ) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は，以下のとおりであった。

- 実父・養父 2件
- 母親の夫・内縁の夫 2件
- 指導者（スポーツのコーチ） 1件
- 勤務先の上司 1件
- おじ 1件
- 入所先施設の元職員 1件

オ 監護者性交等罪

監護者性交等罪について有罪判決が言い渡された事件は，44件であり，いずれも，被告人が被害者との間に身分上の関係を有するものであった（なお，監護者性交等罪については，前記第1. 1(2)エのとおり，公判請求時に同罪を適用した事件全件を調査対象とする形でその適用状況を調査しているところ，その結果については，後記4参照。）。

カ 児童福祉法違反

児童福祉法違反について有罪判決が言い渡された事件のうち、被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有するものは、23件であった。

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 13歳 1件
- 14歳 6件
- 15歳 6件
- 16歳 9件
- 17歳 5件

(1) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 教師・指導者 7件（注15）
- 母親の内縁の夫・交際相手 6件
- 雇用主・勤務先の上司 5件（注16）
- 実父母・養父 4件（注17）
- おじ 1件
- その他 4件（注18）

（注15）「教師・指導者」は、高校教諭、中学教諭、スポーツのコーチ等であった。

（注16）「雇用主・勤務先の上司」は、風俗店の経営者等であった。

（注17）いずれも平成29年刑法一部改正法の施行前の事案であった。

（注18）「その他」は、同居して親代わりとして面倒を見ていた者（判決書からは詳細不明）等であった。

(2) 被害者が18歳未満の児童である事件（注19）

ア 概観

前記第1. 1(2)に記載した事件のうち、被害者が18歳未満であったものは、106件であり、罪名ごとの件数は、以下のとおりである（注20）。なお、前記1に記載した無罪事件のうち、被害者が18歳未満であったものは、4件（1(2)〔事例3〕及び〔事例4〕、1(4)〔事例1〕及び〔事例2〕）であった。

- 強制性交等罪 30件
（うち、刑法177条前段に係るものが7件、同条後段に係るものが23件）
- 準強制性交等罪 9件
- 監護者性交等罪 44件
- 児童福祉法違反 23件

（注19）年少者の性被害は、特に被害者の心身に重大な影響をもたらすものであるとの指摘や、一定の地位・関係性を有する者による被害を受けた場合には抵抗が困難であるなどの指摘がなされていることなどから、本文第1. 1(2)ア記載の身分上又は業務上の関係にも着目しつつ、調査を行ったものである。

（注20）被害者が18歳未満の児童である場合を網羅的に調査したものではなく、調査対象として判決書の送付を受けたもののうち、被害者が18歳未満の事件について調査を行ったものである。

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 4歳 1件
- 5歳 1件
- 6歳 2件
- 8歳 1件
- 9歳 1件
- 10歳 3件
- 11歳 9件
- 12歳 9件
- 13歳 10件
- 14歳 18件
- 15歳 21件
- 16歳 25件
- 17歳 14件

(4) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の間に面識がなかった事件は、2件であった。

被害者と被告人の間に面識があった事件における具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 実父母・養父 54件
- 母親の夫・交際相手等 18件
- 教師・指導者 15件
- おじ 7件
- 勤務先風俗店等の経営者 5件
- 出会ったばかりの者 4件（注21）
- 整体師 1件
- 異父兄 1件
- その他 8件（注22）

（注21）「出会ったばかりの者」とは、当日知り合ったばかりの者など、知り合っていない者を指す。具体的には、いわゆるナンパで知り合った者等であった。

（注22）「その他」としては、学童保育支援員、いわゆる援助交際相手の紹介者、モデル勧誘を行った者、警察官、親戚、同居して親代わりになっている者、友人の父親、友人等があった。

イ 加害者が「実父母・養父」である事件

被害者と被告人の具体的な関係、罪名ごとの件数及び被害者の年齢は、以下のとおりであった。

(7) 被害者と被告人の関係

- 養父 29件
- 実父 24件
- 実母 1件

(4) 罪名

- 強制性交等罪（刑法１７７条前段に係るもの） １件（被害者１名）
- 強制性交等罪（同条後段に係るもの） １２件（被害者１２名）
- 準強制性交等罪 １件（被害者１名）
- 監護者性交等罪 ３６件（被害者３７名）
- 児童福祉法違反（注２３） ４件（被害者４名）

（注２３）いずれも平成２９年刑法一部改正法施行前の事案であった。

（ウ） 被害者の年齢

- ８歳 １件
- １０歳 １件
- １１歳 ５件
- １２歳 ５件
- １３歳 ５件
- １４歳 ９件
- １５歳 １１件
- １６歳 １１件
- １７歳 ７件

ウ 被告人が「母親の夫・交際相手等」である事件

被害者と被告人の具体的な関係、罪名ごとの件数及び被害者の年齢は、以下のとおりであった。

（ア） 被害者と被告人の関係

- 母親の内縁の夫 １１件
- 母親の交際相手 ５件
- 母親の夫 ２件

（イ） 罪名

- 強制性交等罪（刑法１７７条前段に係るもの） ２件（被害者２名）
- 強制性交等罪（同条後段に係るもの） １件（被害者１名）
- 準強制性交等罪 １件（被害者１名）
- 監護者性交等罪 ８件（被害者８名）
- 児童福祉法違反 ６件（被害者６名）

（ウ） 被害者の年齢

- １２歳 １件
- １３歳 ２件
- １４歳 ２件
- １５歳 ５件
- １６歳 ７件
- １７歳 １件

エ 被告人が「教師・指導者」である事件

被害者と被告人の具体的な関係、罪名ごとの件数及び被害者の年齢は、以下

のとおりであった。

(7) 被害者と被告人の関係

- スポーツのコーチ 5件
- 高校教諭（担任）・講師 3件
- 中学校教諭（元担任） 1件
- 小学校講師（担任） 1件
- 幼稚園教諭 4件
- 技能教育施設職員 1件

(イ) 罪名

- 強制性交等罪（刑法177条前段に係るもの） 0件
- 強制性交等罪（同条後段に係るもの） 4件（被害者7名）
- 準強制性交等罪 1件（被害者1名）
- 児童福祉法違反 6件（被害者7名）

(ウ) 被害者の年齢

- 4歳 1件
- 5歳 1件
- 6歳 2件
- 11歳 2件
- 12歳 1件
- 13歳 1件
- 15歳 1件
- 16歳 3件
- 17歳 3件

(3) 被害者が障害を有する事件

ア 概観

前記第1. 1(2)に記載した事件のうち、被害者が障害を有するものは、8件であり、罪名ごとの件数は、以下のとおりである（注24）。

- 強制性交等罪 0件
- 準強制性交等罪 5件
- 監護者性交等罪 0件
- 児童福祉法違反 3件

（注24）判決書においては、犯罪の成否等や量刑の判断に必要な事項についてのみ記載がなされることが通常であると思われるため、判決書には記載がないものの、被害者が障害を有する事案が存する可能性がある。

イ 強制性交等罪

強制性交等罪の事件のうち、被害者が障害を有するものとして判決書の送付を受けた事件はなかった。

ウ 準強制性交等罪

準強制性交等罪に係る事件のうち、判決書において被害者の障害に関する記載がなされていたものは、5件であり、その内訳は、知的障害4件、精神障害1件であった。

(ア) 知的障害

判決書において被害者の知的障害に関する記載がなされていたのは、4件であり、いずれも、心神喪失・抗拒不能の原因として、被害者が知的障害を有することが挙げられたものであった。

a 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 10代（15歳） 1件
- 20代 3件

b 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 実父 1件
- 入所施設の元職員 1件
- 友人 1件
- 不明 1件

(イ) 精神障害

判決書において被害者の精神障害に関する記載がなされていたのは、1件であり、心神喪失・抗拒不能の原因として、被害者が精神障害を有することが挙げられたものであった。

被害者の年齢は、以下のとおりであった。

- 70代 1件

また、被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 同じ施設の入所者 1件

エ 監護者性交等罪

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審で有罪判決が言い渡された監護者性交等罪に係る事件のうち、判決書において被害者の障害に関する記載がなされていたものはなかった（なお、判決書において、被害者が障害者入所施設に入所中である旨の記載がなされたものが1件あったが、被害者の障害の種別等については記載がなかった。）。

前記1(4)に記載した無罪事件のうち、被害者が知的障害を有するとされているものは、1件（1(4)〔事例1〕）であった。

オ 児童福祉法違反

前記第1. 1(2)アに記載した事件のうち、判決書において被害者の障害に関する記載がなされていた事件は、3件であり、その内訳は、知的障害1件、知

的障害・発達障害 1 件，精神障害 1 件であった。

(7) 知的障害

被害者の年齢は，以下のとおりであった。

- 15 歳 1 件

また，被害者と被告人の具体的な関係は，以下のとおりであった。

- 友人の父親で，生活上の面倒を見ていた者 1 件

(イ) 知的障害・発達障害

被害者の年齢は，以下のとおりであった。

- 14 歳 1 件

また，被害者と被告人の具体的な関係は，以下のとおりであった。

- 実母の交際相手 1 件

(ウ) 精神障害

被害者の年齢は，以下のとおりであった。

- 14 歳 1 件

また，被害者と被告人の具体的な関係は，以下のとおりであった。

- 継続補導を担当する警察官 1 件

(4) 二人以上の者が現場において共同して行った事件

ア 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審で有罪判決が言い渡された強制性交等罪又は準強制性交等罪の事件のうち，二人以上の者が現場において共同して行ったものとして判決書の送付を受けた事件は，以下のとおりであった（注25）。

- 強制性交等罪 4 件（被告人7名，被害者6名）
 集団強姦罪 4 件（被告人7名，被害者4名）
- 準強制性交等罪 5 件（被告人6名，被害者4名）
 集団準強姦罪 9 件（被告人9名，被害者4名）

（注25）準強制性交等罪と集団準強姦罪について併せて有罪判決を言い渡された者がいるため，件数・被告人数とも重複して計上している。また，同一被害者に対する共犯事件について，被告人ごとに併合されずに判決が言い渡されたものについては，判決書ごとに計上しているため，件数よりも被害者数が少ない場合がある。

イ 強制性交等罪・集団強姦罪（被告人14名，被害者10名）

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は，以下のとおりであった。

- 10代 5 件
- 20代 5 件

(イ) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は，以下のとおりであった。

- 面識なし 11 件

- 出会ったばかりの者 2件
- その他 4件 (注26)

(注26)「その他」は、かつての同級生等であった。

(ウ) 量刑の状況

量刑の状況は、以下のとおりであった(注27)。

a 強制性交等罪

- 懲役11年 1名
- 懲役9年 1名
- 懲役8年6月 1名
- 懲役8年 1名
- 懲役5年 2名
- 懲役4年6月 1名 (注28)

b 集団強姦罪

- 懲役10年 2名
- 懲役9年 1名
- 懲役8年8月 1名
- 懲役3年6月 2名 (注29)
- 懲役2年6月 1名 (注30)

(注27) 第一審判決における量刑である。また、調査対象の罪以外の罪と併せて判決を言い渡されたものを含む。件数は、被告人ごとに計上した。

(注28) 強制性交等罪の法定刑の下限である懲役5年を下回っており、量刑の理由として、被害弁償がなされて示談が成立したこと等が挙げられていた。

(注29) 集団強姦罪の法定刑の下限である懲役4年を下回っており、量刑の理由として、被告人に精神遅滞があり、事理弁識能力・行動制御能力が障害されていた疑いがあること等が挙げられていた。検察官が量刑不当を理由に控訴したところ、控訴審では、第一審の判決は軽すぎて不当であるとして、懲役5年6月が言い渡された。

(注30) 前記(注29)と同様、被告人の事理弁識能力・行動制御能力が障害されていた疑いがあること等が挙げられていた。検察官が量刑不当を理由に控訴したところ、控訴審では、第一審の判決は軽すぎて不当であるとして、懲役5年が言い渡された。

ウ 準強制性交等罪・集団準強姦罪(被告人15名、被害者8名)

(7) 被害者の年齢

被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

- 20代 7件
- 30代 1件

(イ) 被害者と被告人の関係

被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった。

- 出会ったばかりの者 11件
- 勤務先の先輩 2件
- その他 1件 (注31)
- 不明 1件

(ウ) 心神喪失・抗拒不能の原因

心神喪失・抗拒不能の原因は、以下のとおりであった（注32）。

- 飲酒による酩酊 13件（注33）
- 薬物の作用 1件（注34）

(I) 量刑の状況

量刑の状況は、以下のとおりであった（注35）。

a 準強制性交等罪

- 懲役7年 2名
- 懲役5年6月 1名
- 懲役5年 3名（注36）

b 集団準強姦罪

- 懲役9年 1名
- 懲役7年 3名
- 懲役5年 4名
- 懲役4年6月 1名

（注31）「その他」としては、以前にいわゆるナンパで知り合った者があった。

（注32）心神喪失・抗拒不能の原因は、被害者が複数ある場合には被害者ごとに計上しているため、原因の合計数は、件数とは一致しない。

（注33）判決書の罪となるべき事実において「意識障害」とされ、事実認定の補足説明において、泥酔して眠り込むなどして意識障害の状態に陥ったとされているものを含む。

（注34）判決書の罪となるべき事実において「意識障害」とされ、量刑の理由において、被害者に薬物を飲ませた旨の被告人らの供述が指摘されているものを含む。以下同じ。

（注35）前記（注25）のとおり、準強制性交等罪と集団準強姦罪について併せて有罪判決を言い渡された者がいるため、量刑の状況にもそれぞれ1件ずつ記載している。

（注36）3名のうち2名について、控訴審判決は、第一審の判決を相当とした上で、第一審判決後に被告人両名が被害弁償を行い、被害者が被告人両名を宥恕するに至ったことを考慮し、いずれも懲役3年6月とした。

3 準強制性交等罪の適用状況

(1) 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審で準強制性交等罪により有罪判決が言い渡されたものとして判決書の送付を受けた事件は、60件であった。なお、無罪判決が言い渡されたものは、前記1(2)のとおり、2件であった。

(2) 心神喪失又は抗拒不能の原因

有罪判決において認定された心神喪失又は抗拒不能の原因は、以下のとおりであった。

- 飲酒による酩酊 28件
- 飲酒による熟睡 1件
- 薬物の作用 17件
- 薬物の作用による熟睡 1件

○ 被害者の知的障害	3件
○ 被害者の知的障害と加害者との関係性	1件
○ 被害者の認知症	1件
○ 継続的な虐待（性的虐待，身体的虐待を含む。）	2件
○ 加害者との関係性及び継続的な性的被害	1件
○ 行為の意味について誤信	6件
○ 誤信と畏怖・困惑	1件
○ 熟睡	3件
○ 熟睡と覚醒後の驚がく・畏怖・困惑	2件
○ 畏怖・困惑	1件（注37）

（注37）被告人が，被害者が睡眠中であると誤信してわいせつな行為をし，実際には目を覚ましていた被害者を畏怖・困惑等により抗拒不能の状態に陥らせたこととされた事例である。

(3) 被害者の年齢

有罪判決が言い渡された事件における被害者の年齢分布は，以下のとおりであった。

○ 10代（13歳から19歳まで）	17件
○ 20代	31件
○ 30代	9件
○ 40代以上	3件

(4) 被害者と被告人の関係

有罪判決が言い渡された事件における被害者と被告人の具体的な関係（前記2(1)エにおいて記載したものを含む。）は，以下のとおりであった。

○ 面識なし	12件
○ 出会ったばかりの者	22件（注38）
○ 実父・養父	2件
○ 母親の夫・内縁の夫	2件
○ 施術師	2件（注39）
○ 指導者（スポーツのコーチ）	1件
○ 勤務先の上司	1件
○ おじ	1件
○ 入所先施設の元職員	1件
○ その他	19件（注40）
○ 不明	4件

（注38）「出会ったばかりの者」は，いわゆる出会い系アプリで知り合った者，いわゆるナンパで知り合った者，飲食店で知り合った者，宿泊先施設のオーナーなどであった。

（注39）「施術師」は，マッサージ師・整体師であった。

（注40）「その他」としては，いわゆるナンパがきっかけで知り合った者，いわゆる婚活アプリがきっかけで知り合った者，施設入所者同士，勤務先飲食店（いわゆるキャバクラ店）の客，友人等があった。

4 監護者性交等罪の適用状況

(1) 概観

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に第一審で監護者性交等罪により有罪判決が言い渡されたものとして各地方検察庁から報告を受け、判決書の送付を受けた事件は、44件であった。なお、無罪判決が言い渡されたものは、前記1(4)のとおり、2件であった。

(2) 被害者の年齢

有罪判決が言い渡された事件における被害者の年齢分布は、以下のとおりであった。

○ 13歳	7件
○ 14歳	8件
○ 15歳	12件
○ 16歳	11件
○ 17歳	7件

(3) 被害者と被告人の関係

有罪判決が言い渡された事件における被害者と被告人の具体的な関係は、以下のとおりであった（注41）。

○ 実父	20件
○ 養父	17件
○ 母親の夫	1件
○ 母親の内縁の夫	6件
○ 母親の交際相手	1件

（注41）「平成29年刑法改正後の規定の施行状況についての調査」において収集した事例の中には、第1.1の調査対象期間外のもの又は調査対象外の罪名（監護者わいせつ罪）のものではあるものの、被害者から見た被告人の立場が、

- おじ
- 祖父
- 事実上の養父

であるものについて有罪判決を言い渡されたものがあったため、これらの事例についても判決書の送付を受けて調査・分析した。

5 調査対象期間後に言い渡された強制性交等罪に関する判決で、暴行・脅迫の有無や被害者の同意がなかったことについての被告人の認識が争点となったもの

調査対象期間後のものであるが、暴行・脅迫の有無や同意がなかったことについての被告人の認識が争点となった強制性交等の事件として、以下のものがあった。

〔事例〕（控訴審係属中）

- 出張型マッサージ店の利用客である被告人が、同店から派遣され、被告人方においてマッサージを施術中の被害者Aに対し、性交等をした事案において、①暴行の有無、②Aの同意がなかったことについての被告人の認識の有無が争点とな

ったもの

- ①について、マッサージの施術中に、「一連の本件暴行及び性交は、そもそも被告人が深夜の時間帯に灯りも消された自宅寝室のベッド上でAからマッサージの施術を受けるという機会に乘じ、そうしたAの置かれた状況に付け込んで敢行されている。その暴行の態様に加え、被告人がAから何度も拒絶感を示されて抵抗されたのに性交に及んだことや、両者の体格差も踏まえると、Aが被告人に対して物理的、心理的に抵抗することが困難な状況であったと推認される」として、「本件暴行は、Aの抵抗を著しく困難にさせる程度に達するものであったと評価できる」として、刑法177条所定の暴行を加えたことを認めた。
- また、②については、店のサービス内容等に対する被告人の認識、被告人とAとの関係等に照らし、被告人は、そもそもAが性交に同意するとは考えにくいと分かっていたはずであること、Aが一連の暴行に対して拒絶感を示し抵抗をしていたことから、同意があったと誤信するとは到底考え難いとし、誤信はなかったと認定した。

6 犯行状況等の撮影が行われた事件

前記第1. 1(2)に記載した事件のうち、判決書から、被告人又は共犯者により犯行状況等の撮影が行われたことが明らかであるものは、以下のとおりであった。

○ 犯行状況等の撮影が行われた事件（43件）

- ・ 強制性交等罪 14件
（うち、刑法177条前段に係るものが5件、同条後段に係るものが9件）
- ・ 準強制性交等罪 17件
- ・ 監護者性交等罪 4件
- ・ 児童福祉法違反 8件

○ 犯行状況等の撮影が行われた事件43件中、23件において、当該撮影行為につき児童ポルノ製造の罪（注42）で有罪となっていた。

（注42）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条4項又は同条5項の罪

以上